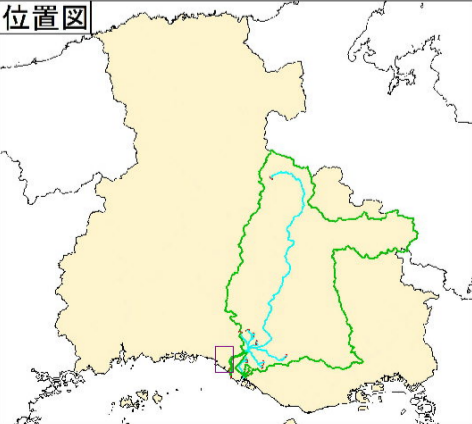
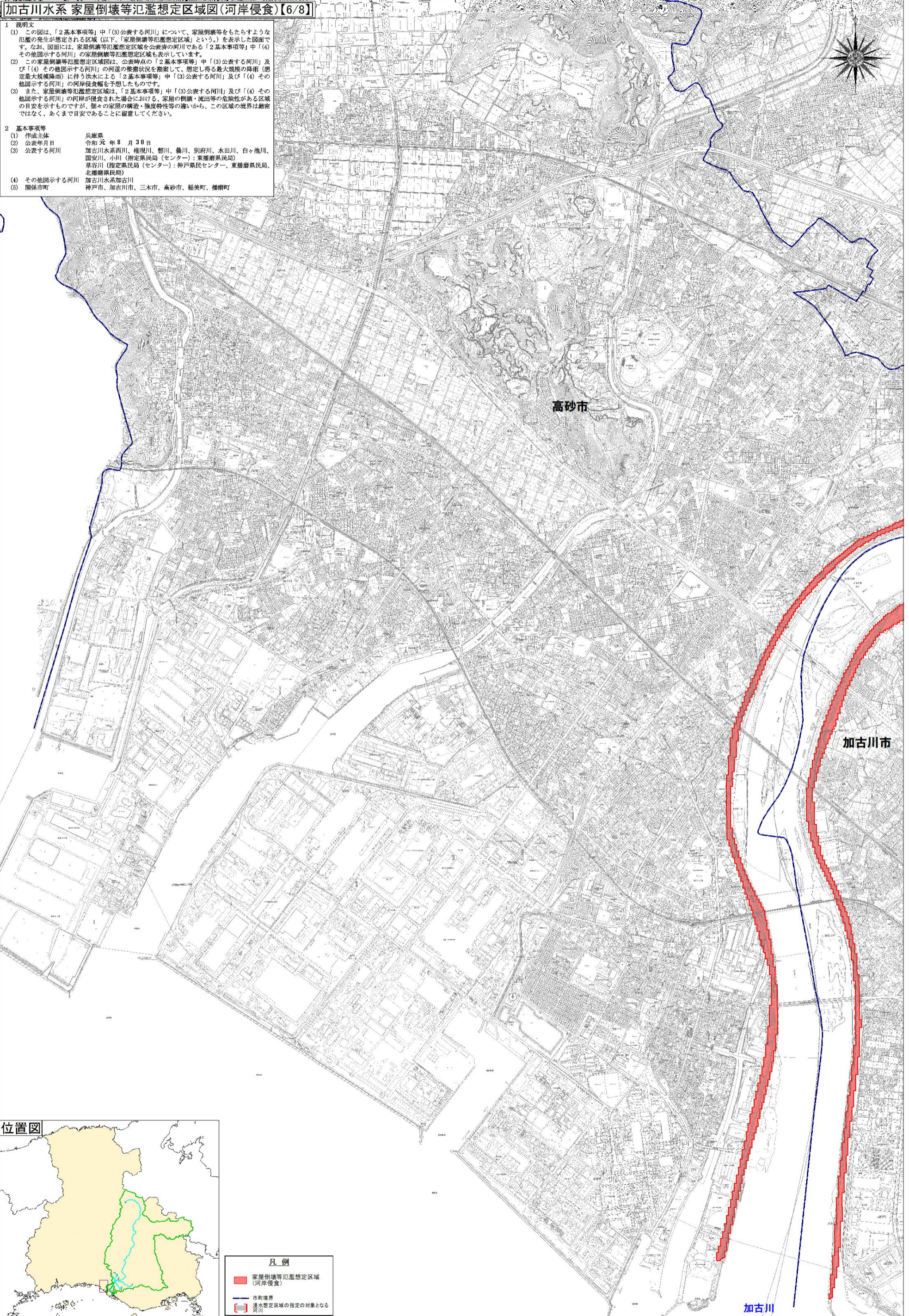


加古川水系 家屋倒壊等氾濫想定区域図(河岸侵食)【6/8】

- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
  - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。
  - (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 兵庫県
  - (2) 公表年月日 令和元年8月30日
  - (3) 公表する河川 加古川水系西川、権現川、鷲川、豊川、別府川、水田川、白ヶ池川、国安川、小川(指定県民局(センター):東播磨県民局)、草谷川(指定県民局(センター):神戸県民センター、東播磨県民局、北播磨県民局)
  - (4) その他図示する河川 加古川水系加古川
  - (5) 関係市町 神戸市、加古川市、三木市、高砂市、稲美町、播磨町



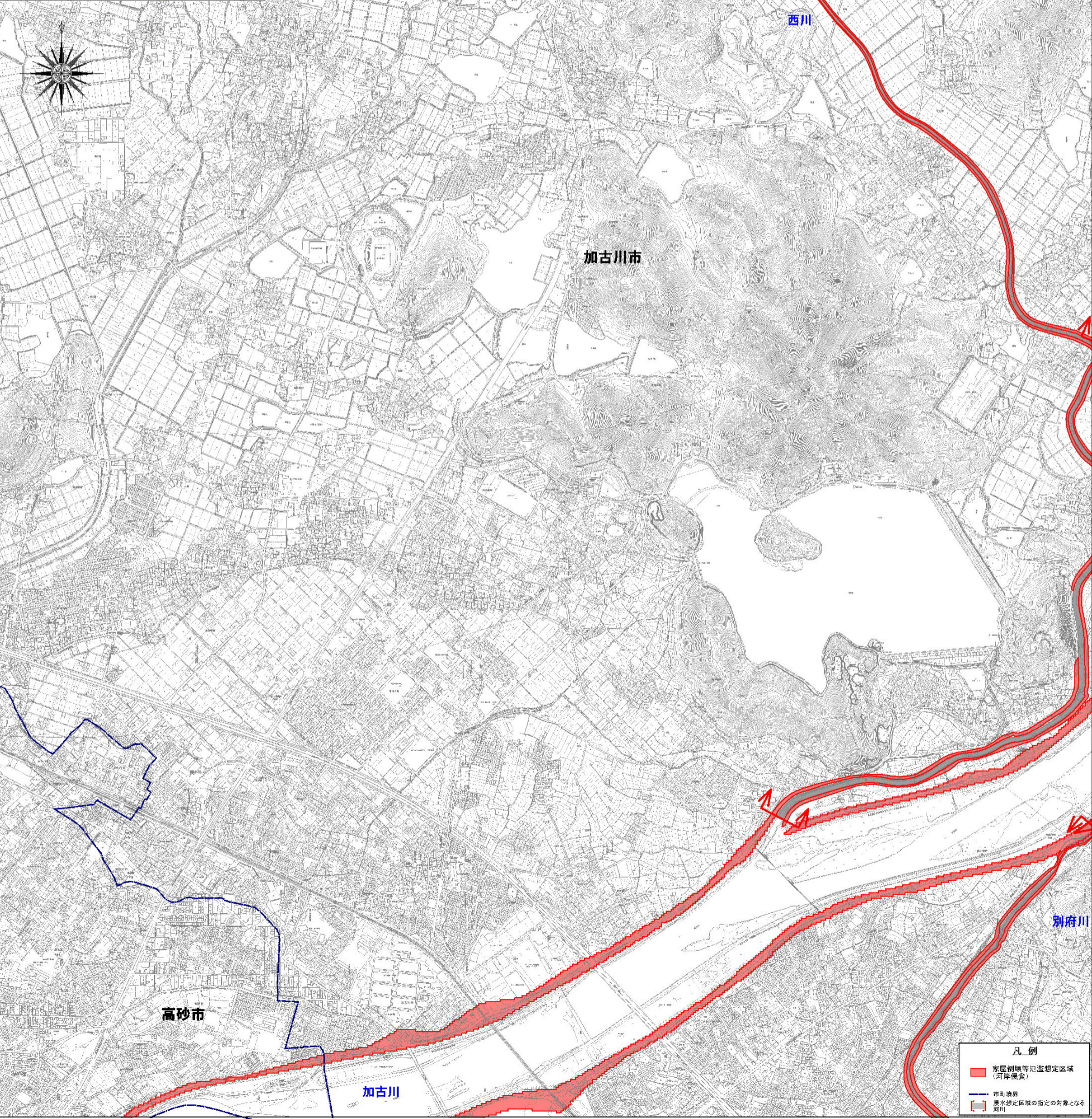
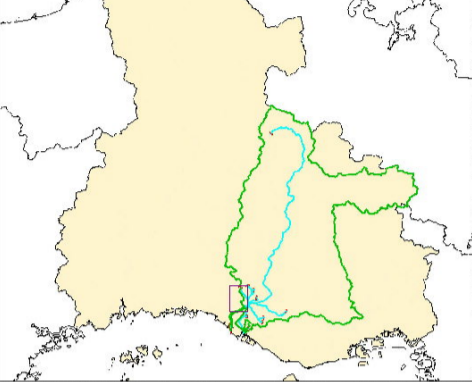
- 凡例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
  - 市町境界
  - 洪水想定区域の指定の対象となる河川



**加古川水系 家屋倒壊等氾濫想定区域図(河岸侵食)【7/8】**

- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。
- (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 兵庫県
- (2) 公表年月日 令和元年 8月30日
- (3) 公表する河川 加古川水系西川、権現川、鷲川、豊川、別府川、水田川、白ヶ池川、国安川、小川(指定県民局(センター):東播磨県民局)、草谷川(指定県民局(センター):神戸県民センター、東播磨県民局、北播磨県民局)
- (4) その他図示する河川 加古川水系加古川
- (5) 関係市町 神戸市、加古川市、三木市、高砂市、稲美町、播磨町

**位置図**

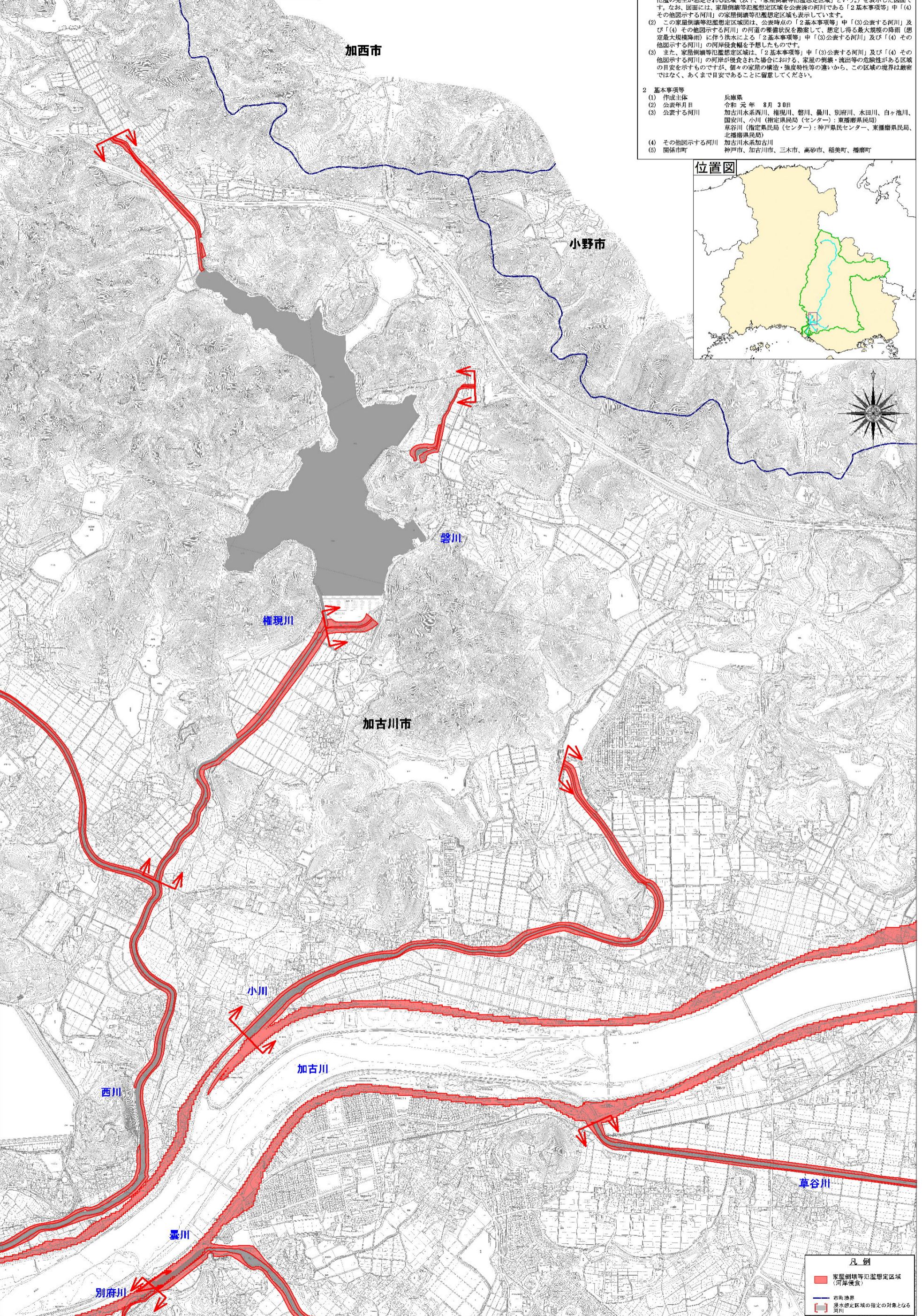


**凡例**

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- 市界・境界
- 公表済区域の指定の対象となる河川



加古川水系 家屋倒壊等氾濫想定区域図(河岸侵食)【8/8】



- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
  - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。
  - (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 兵庫県
  - (2) 公表年月日 令和元年8月30日
  - (3) 公表する河川 加古川水系西川、権現川、磐川、曇川、別府川、水田川、白ヶ池川、国安川、小川(指定県民局(センター):東播磨県民局)、草谷川(指定県民局(センター):神戸県民センター、東播磨県民局、北播磨県民局)
  - (4) その他図示する河川 加古川水系加古川
  - (5) 関係市町 神戸市、加古川市、三木市、高砂市、稲美町、播磨町



- 凡例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
  - 市界
  - 治水指定区域の指定の対象となる河川